

【当日配布資料】

舞鶴市こども計画と国の「こども大綱」及び京都府「子ども・子育て支援事業支援計画」との関連について

(1) 国の「こども大綱」

大綱の主なポイント	市「こども計画」記載箇所	市「こども計画」記載内容等
こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	P7	こども・若者の最善の利益を求める上では、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し「こども自らが権利の主体」であることを認識することが必要
こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	P7	こども施策へのこども・若者の意見聴取の機会の充実
こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	P11	ライフステージを通した切れ目のない発達支援体制の充実、継ぎ目のない支援の提供
こどもの貧困対策	P18	負担軽減に向けた支援 ●学習支援の推進 ●生活の安定支援 ●保護者の就労支援 ●経済的支援
ひとり親家庭への支援	P18	安心して子育てできるよう子育て当事者の支援
全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。	P8～P9	こども・若者の居場所づくり ●こども・若者の居場所づくりの支援 ●こども・若者まんなか活動助成事業 ●放課後支援の充実
共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を推進する。	P16	●性別に捉われない子育て等に関する意識の普及・啓発 ●仕事と育児の両立を図る働き方の選択肢を拡げる取り組みの啓発

こどもや若者に関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支える。	P20	地域の子育て力の充実 ●地域における身近な交流の場の確保 ●市内各種団体の活動支援
----------------------------------	-----	---

(2) 京都府子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）

京都府計画の主なポイント	市「こども計画」記載箇所	市「こども計画」記載内容
子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮される	P7	こども・若者の最善の利益を求める上では、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し「こども自らが権利の主体」であることを認識することが必要
認定こども園の普及	P13	認定こどもの園の普及・整備
保育の担い手である保育士、幼稚園教諭、保育教諭を安定的に確保・定着・育成することが重要	P14	保育人材の確保
親や保護者への支援の視点も含めた情報交換や情報共有、様々な研修機会の充実を図る。	P14	子育ての交流や学びの場の提供
市町村が行う妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等の実施状況等を踏まえる。	P10	こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実 ●すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり
ひとり親家庭の自立支援 ●就労支援 ●経済的支援 ●社会的孤立を防ぐ取組等を推進 子どもの貧困対策の推進	P18	負担軽減に向けた支援 ●学習支援の推進 ●生活の安定支援 ●保護者の就労支援 ●経済的支援
障害児施策の充実 ●相談支援体制の整備	P17	配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実 ●地域の連携・サポート体制の充実 ●障害福祉サービス等の提供支援 ●相談支援体制の充実
「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策 ア. 妊娠から子育てまでの包括的な支援 イ. 保育所等の整備の促進 ウ. 保育人材等の確保・質の向上 エ. 放課後児童対策の充実	P10 P13 P14 P9	ア. こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実 イ. 認定こども園の普及・整備 ウ. 保育人材の確保 エ. 放課後支援の充実